

小形風力発電プロジェクト公募要領

1 プロジェクトの目的

神奈川県では、地域を中心とした分散型エネルギー体系の構築に向けて、「かながわスマートエネルギー計画」を推進しており、その取組の一環として、「小形風力発電プロジェクト」（以下「本プロジェクト」といいます。）を実施します。

平成 24 年 7 月からスタートした固定価格買取制度を追い風に、再生可能エネルギーの普及は進んでいますが、都市部において再生可能エネルギーによる発電量を増大させていくためには、太陽光発電に加えて、雨天・曇天時や夜間にも発電できる小形風力発電の普及を図る必要があります。

本プロジェクトは、固定価格買取制度における小形風力発電の買取価格（55 円/kWh）を活用して、事業採算性が確保できることを検証し、その結果を公表して普及につなげることを目的としています。

そこで、本プロジェクトをプロポーザル方式で公募し、実施に要する経費の一部を補助することになりました。

2 公募するプロジェクトの内容

小形風力発電設備を県内に設置し、固定価格買取制度を活用して全量売電を行い、効果を P R する事業とします。

(1) 設置する小形風力発電設備

設置する小形風力発電設備は、一般財団法人日本海事協会の型式認証を取得しているものとし、さらに、経済産業省の設備認定を受けて小形風力発電設備を設置するものとします。

(2) その他

小形風力発電のタワー・基礎に係る支持物については、電気事業法の規定を遵守してください。

3 プロジェクトの応募の要件

(1) 事業者の構成等

応募できる事業者は、2 に記載されたプロジェクトを実施する法人格を有する単独事業者又は複数事業者とします。

なお、複数事業者で応募する場合は、代表事業者を定め、代表事業者から事業計画書を提出していただきます。以下、事業計画書を提出する事業者を「提案事業者」といいます。

併せて、小形風力発電設備の設置工事については、県内中小企業者の受注機会の確保に努めてください。

(2) 提案事業者の要件

提案事業者は、次に掲げる要件を全て満たしている必要があり、誓約書（様式 8）の提出をもってその事実を確認します。

ただし、アについては、県職員が現地調査を行い確認する場合があります。また、コについては、役員等氏名一覧表（様式 8 別紙）に記載された情報を神奈川県警察本部に照会し、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 10 条に基づく排除措置の対象該当性について確認しますので、予め御了承ください。

ア 日本国内に次の各号の全てに該当する事務所を有し、現に営業の実体を有していること。

(イ) 事務用什器及び電話等の通信機器、複写機その他の事務用電子機器が、当該事務所専用のもので具備されていること。

- (イ) 事務所の所在を明らかにした看板や表札が掲示されていること。
- (ウ) 責任者が配され、特段の事情がない限り常駐していること。
- (エ) 営業に係る帳簿類や従業員の出勤簿を備えていること。
- (オ) 営業時間中、連絡が取れる体制となっていること。
- イ プロジェクトを円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- ウ 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- エ 過去6か月以内に不渡り手形及び不渡り小切手を出していないこと。
- オ 次の申立てがなされていないこと。
 - (ア) 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て。
 - (イ) 会社更生法第17条の規定による更正手続開始の申立て。
 - (ウ) 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て。
- カ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- キ 県税その他の租税を滞納していないこと。
- ク 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- ケ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- コ 次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - (イ) 単独事業者にあつては、法人の代表者又は役員のうち、暴力団員に該当するものがあるもの。
 - (ウ) 複数事業者で応募する場合にあつては、構成する全ての法人の代表者又は役員のうち、暴力団員に該当するものがあるもの。
- (3) 市町村・住民等への計画の説明等
 - ア 応募に先立って、設置予定地のある市町村へ計画の概要を説明し、許認可等手続きの有無及びその見通しについて確認を行うこと。
 - イ 設置予定地から50m以内に住宅等がある場合は、特に騒音等の影響が大きいと考えられるため、応募に先立って当該住民等へ計画の概要を説明すること。

4 事業計画書の記載

(1) 事業計画書（様式1）

ア 実施しようとする内容

設置場所の所在地、小形風力発電設備の設置機数及び設備容量など、実施しようとする内容について記載してください。

イ プロジェクトの実施に関する基本的な方針

プロジェクトに応募した動機、プロジェクトの内容を検討した際のコンセプトなど、プロジェクトの実施に関する基本的な方針を記載してください。

(2) 事業者の概要（様式2-1、2-2、2-3）

提案事業者の概要（法人の名称、本社所在地、代表者の職名・氏名、設立年月日、資本金、従業員数、主な事業内容、実績等）及び小形風力発電設備の製造者（メーカー）の概要（会社名（法人名）、本社所在地又は日本国内における連絡先、代表者の職名・氏名、担当者連絡先、本プロジェクトにおけるサポートの状況）を記載してください。

また、複数事業者で応募する場合には、それらに参加する全ての事業者の概要とプロジェクト実施の役割分担を併せて記載してください。

さらに、小形風力発電設備の設置工事及び設置後の管理を、代表事業者又は代表事業者以外の事業者で行わず、別の事業者が発注する場合には、当該事業者の概要（法人の名称、本

社所在地、代表者の職名・氏名、設立年月日、資本金、従業員数、主な事業内容、実績等）を記載してください。

(3) 小形風力発電設備の仕様及び設置工事等（様式3）

ア 小形風力発電設備の仕様

小形風力発電機、パワーコンディショナ、タワー等の主な設備の製造者（メーカー）、製品の型式、数量、（一財）日本海事協会による型式認証状況等

イ 同型機種の国内での設置状況

設置予定の同型機種について、日本国内での設置状況（設置場所、設備容量、設置機数、設置年月日）を記載してください。

ウ 設置工事の工夫等

小形風力発電設備の設置工事の工夫及びそれらを補足する図面を添付してください。

(4) 小形風力発電設備を設置する地域の状況（様式4）

小形風力発電設備を設置する場所の地形、タワーの配置、周囲の状況、周囲の建物へのシャドウフリッカーの影響の有無、平均風速において騒音 40 d b まで低減する距離等を記載してください。

また、設置予定場所から周囲の建物等への距離が分かる地図、設置予定場所から撮影した周囲の写真及び平均風速の裏付けとなる資料を添付してください。

さらに、設置予定地の市町村への説明の状況（説明した部署や許認可の手続きの有無及びその見通し等）を記載してください。また、設置予定地から 50m 以内に住宅等がある場合の住民への説明状況及び今後の周辺住民への説明予定（自治会長への説明、住民説明会、個別説明等の方法、騒音、安全施工の内容、説明対象範囲（周辺〇m 以内の住民等））を記載してください。

(5) プロジェクト収支予算等（様式5）

初期投資費用、発電量見込み及び収支見込み等を記載してください。

(6) 小形風力発電設備の設置後の管理及び保険等（様式6）

小形風力発電設備を設置した後の管理方法等に関する次の項目について、記載してください。

ア 管理業務を行う事業者の名称、人員体制、緊急時連絡体制、対応時間

イ 強風時における具体的な対応

ウ 発電量チェックの方法及び体制

エ 定期点検の時期・回数及び内容

オ 保険

設置した小形風力発電設備に起因して、第三者に対して損害を与えた場合の損害保険、賠償責任保険の内容・保険金額

(7) 小形風力発電設備を活用した地域貢献、普及啓発（様式7）

小形風力発電設備を活用したエネルギー教育に関する事業計画や実施状況・成果等を広く PR するための取組を記載してください。

(8) 誓約書（様式8）

内容を確認し、記名・押印してください。

5 事業計画書の提出等のスケジュール

(1) 事業計画書の提出期間

平成 28 年 6 月 1 日（水曜日）から 8 月 1 日（月曜日）17 時まで

(2) 質問受付

ア 受付期間

平成 28 年 6 月 1 日（水曜日）から 6 月 17 日（金曜日）まで

イ 受付方法

質問専用問い合わせフォーム

(URL : <https://cgi.pref.kanagawa.jp/ques/questionnaire.php?openid=2000001413>)

電話での問い合わせには対応できませんので御了承ください。

ウ 回答方法

平成 28 年 6 月 24 日（金曜日）までに、エネルギー課ホームページに順次掲載します。

(URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f300183/p950223.html>)

(3) ヒアリング

事業計画書受付後に行います。なお、事業計画書の受付時に、個別に日程及び時間を調整します。

(4) プレゼンテーション

平成 28 年 8 月中旬（予定）

(5) 選考結果公表

平成 28 年 8 月下旬（予定）

6 書類の提出等

(1) 事業計画書等

別添の事業計画書等（様式 1 から様式 8）に必要事項を記載して提出してください。必ず所定の様式を使用してください。様式は、エネルギー課ホームページからダウンロードできます。

(2) 添付書類

ア 提案事業者の商業登記簿現在事項全部証明書（原本）及び定款（写し）

複数事業者の場合は、代表事業者以外の事業者の商業登記簿現在事項全部証明書（原本）を併せて添付

イ 提案事業者の直近 2 会計年度の決算財務諸表（損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書のうち、作成している既存の文書（新たに作成していただく必要はありません）

ウ 設置する小形風力発電機及びパワーコンディショナ等のカタログ

エ 設置予定場所から周囲の建物等への距離が分かる地図及び設置予定場所から撮影した周囲の写真

オ 任意の添付書類

カ その他県が提出を求めた書類

(3) 提出部数

正本 1 部、副本（コピー） 8 部

事業計画書を保存した CD-R 1 枚を併せて提出してください。

(4) 提出方法

神奈川県産業労働局産業部エネルギー課へ郵送（当日消印有効）又は持参（17 時まで）してください。

(5) 事業計画書の提出後の取扱い

ア 事業計画書の変更、差替え、再提出、返却には応じられません。

イ 事業計画書の著作権は、提案事業者に帰属します。

ウ 事業計画書は、事業者の選考及び選考後の事業運営以外には、使用しません。

エ 事業計画書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は提案事業者が負います。

7 選考

(1) 選考手続

プロジェクトの選考は、事業計画書に関するヒアリングを行った後、有識者等で構成する選考委員会において、プレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーションの後、評価項目に基づき事業計画書を評価し、県が予算の範囲内で採択します。

(2) 選考基準

プロジェクトは、次の評価項目ごとに評価します。

評価項目	内容
①提案事業者の経営状況及び再生可能エネルギー事業の実績	○提案事業者の経営状況は安定しているか ○再生可能エネルギー関連事業の実績はあるか
②設置工事を行う事業者	○県内中小企業者に受注機会が確保されているか
③事業のスケジュール	○着実に実施できるスケジュールが設定されているか ○設備認定及び電力会社との系統連系の手続きは進んでいるか
④設備の仕様	○機器の性能は優れているか
⑤設置場所及び状況	○風況のよい場所か ○周辺住宅との距離は離れているか ○住民の理解は得られているか
⑥収支見込、投資回収	○収支を見込むうえで、必要な要素が的確に見込まれているか ○投資回収期間はどのくらいか
⑦設置後の管理、緊急時の連絡体制	○メンテナンス計画の内容は適切か ○緊急時に迅速に対応できる体制がとられているか
⑧小形風力発電設備等を活用した地域貢献、普及啓発	○設置した機器を活用した地域貢献策や普及啓発が具体的に提案されているか
⑨総合評価	○実現可能性や普及啓発効果など、本事業に関する総合的な評価は優れているか

(3) 選考結果の通知

選考結果は、提案事業者に文書で通知します。

8 プロジェクトの実施に対する補助金

(1) 補助金の概要

選考されたプロジェクトに基づき、小形風力発電設備を設置する事業者（以下「プロジェクト実施者」といいます。）に補助金を交付します。

ア 補助額 小形風力発電設備の設置費用に補助率1/3を乗じた額（千円未満は切り捨て）

イ 補助予算額 866万7千円

(2) 補助金の申請

別に定める補助金交付要綱に基づき、県に対して、補助金の交付申請手続きを行っていただきます。この申請に基づき、県が補助金の交付決定を行い、その後に小形風力発電設備を設置していただきます。

9 プロジェクト実施者が行う業務

(1) 小形風力発電設備の設置・維持管理、発電事業の実施等

選考されたプロジェクトに基づき、設備認定や系統連系などの手続きを行ったうえで、平成28年度内に小形風力発電設備を設置、稼動を開始するとともに、維持管理を行っていただ

きます。

併せて、小形風力発電設備を活用したエネルギー教育やプロジェクトの実施状況・成果等を広くPRする取組も行っていただきます

(2) 事業の実施状況についての県への報告

事業終了後に、次の各号の書類等を提出していただきます。

ア 設置費用等の支出を証する書類

イ 設備認定申請書

ウ 設備認定通知書の写し

エ 設置した小形風力発電設備の写真等

また、本事業に基づき設置した小形風力発電設備の発電状況について、平成29年度から3年間、四半期毎に県に報告していただくとともに、プロジェクトとしての有用性を検証するため、メンテナンス費用や事業採算性などに関するヒアリング等に協力していただきます。

10 留意事項

(1) 実施状況の確認

プロジェクトの採択後、状況確認をするため、現地調査等を予定しています。

(2) 補助金交付決定の取消等

プロジェクトの採択後、次の事項が判明した場合には、採択を取り消すことがあります。補助金の交付決定後に判明した場合、その全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されている場合は補助金の返還を命じることがあります。

ア 事業計画書等の虚偽記載

提出された事業計画書等に虚偽の記載があり、プロジェクトの採択に影響を及ぼすと認められる場合

イ 採択されたプロジェクトの内容と実施状況の差異

採択されたプロジェクトの内容と小形風力発電設備等の仕様が、本公募要領で課した要件を逸脱していると認められる場合

ウ その他

補助金の交付条件に違反するなど、別に定める補助金交付要綱の定めに抵触する場合

11 問い合わせ先、ホームページアドレス（URL）

神奈川県産業労働局産業部エネルギー課

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎5階

電話 045-210-4076（直通）

エネルギー課ホームページ

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/div/0521/>